

介護サービス事業者 自主点検表

(令和4年10月版)

看護小規模多機能型居宅介護

事業所番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	〒
電話番号	
法人の名称	
法人の代表者(理事長)名	
管理者(施設長)名	
記入者職・氏名	
記入年月日	年 月 日
運営指導日	年 月 日

【草加市 健康福祉部 介護保険課】

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているかを常に確認することが必要です。

そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針を基に自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う指導と連携を図ることとしました。

2 実施方法

- (1) 管理者（施設長）が中心となって、毎年定期的に作成（自主点検）し、法令遵守責任者とともに法令遵守の状況を確認するのに活用してください。
- (2) 市による事業所への運営指導が行われるときは、直近の内容により作成し、他の関係書類とともに、草加市介護保険課へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (3) 記入に当たっては、管理者が中心となり、必ず直接担当する職員及び関係する全職員で検討のうえ点検してください。
- (4) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。
- (5) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- (6) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

※ 令和4年度の改正点は赤字、草加市の独自基準は青字で記載しています。

3 根拠法令

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

略称	法令等名称
法	介護保険法（平成9年法律第123号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
条例	草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日条例第31号）
平12 老企54	通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて （平成12年3月30日付け老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
平12 老振75 ・老健122	介護保険施設等における日常生活費等の受領について （平成12年1月16日付け老振第75号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興・老人保健課長連名通知）
平13 老発155	「身体拘束ゼロ作戦」の推進について （平成13年4月6日老発第155号厚生労働省老健局長通知）
平17 厚労告419	居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針 （平成17年9月7日厚生労働省告示第419号）
平18 厚労令34	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）
平18 厚労告126	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
平18-0331004	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発0331004号・老老発0331017号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
平18 留意事項	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
平24 厚労告113	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成24年3月13日厚生労働省告示第113号）
平27 厚労告94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 （平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）
平27 厚労告95	厚生労働大臣が定める基準 （平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）
平27 厚労告96	厚生労働大臣が定める施設基準 （平成27年3月23日厚生労働省告示第96号）
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 （平成17年11月9日法律第124号）

介護サービス事業者 自主点検表

目 次

第 1	基本方針	・ ・ ・ ・ ・	1
第 2	人員に関する基準	・ ・ ・ ・ ・	2
第 3	設備に関する基準	・ ・ ・ ・ ・	8
第 4	運営に関する基準	・ ・ ・ ・ ・	1 1
第 5	変更の届出等	・ ・ ・ ・ ・	3 7
第 6	介護給付費関係	・ ・ ・ ・ ・	3 8
第 7	その他	・ ・ ・ ・ ・	7 0

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
第1 基本方針			
1 一般原則	(1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	いる いない	法第78条の3第1項 条例第3条第1項
	(2) 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者（地域密着型介護予防サービス事業者）又は居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	いる いない	条例第3条第2項
	(3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか（令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。）。	いる いない	条例第3条第3項
	(4) サービス提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	いる いない	条例第3条第4項
	※ 介護保険等関連情報とは、次に掲げる事項に関する情報のことです。 一 介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚生労働省令で定める事項 二 被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項		
	(5) 法人役員等又は事業所の従業者のうち、草加市暴力団排除条例に規定する暴力団員、暴力団関係者は所属していませんか。	いる いない	草加市暴力団排除条例第4条 (草加市独自基準)
	※ 法人又は事業所として、その所属する役員、従業者等が暴力団員等でないことを確認することが必要です。 確認に当たっては、従業者等から、自らが暴力団員等ではないことを誓約する書面を提出させる等、書面に残る方法で行うことが望ましいです。		
2 基本方針	事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。	いる いない	条例第191条
	訪問看護の基本方針及び小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければなりません。		
	※ 「訪問看護」の基本方針 訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。		草加市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第63条
	※ 「小規模多機能型居宅介護」の基本方針 要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければなりません。		条例第81条

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
第2 人員に関する基準			
1 従業者の員数等	※「常勤」 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。		平18-0331004
	※「常勤換算方法」 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。 この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が通所介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が介護職員と訪問介護員を兼務する場合、介護職員の勤務延時間数には、介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 ただし、雇用機会均等法律第13条第1項に規定する措置又は育児・介護休業法に規定する育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。		平18-0331004
	(1) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に、事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっていますか。 ① 通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに常勤換算方法で1以上 ② 訪問サービスの提供に当たる従業者を常勤換算方法で2以上	いる いない	条例192条第1項 平成18厚労令第171条1項
	(2) 夜間及び深夜の時間帯を通じて、事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっていますか。 ① 1以上の従業者に夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせるために必要な数以上 ② 1以上の従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上 ※ 夜間及び深夜の時間帯の設定に当たっては、「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」に準じて適切に行ってください。	いる いない	(昭和49年8月20日社施第160号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知)
	(3) 利用者の数は、前年度の平均値となっていますか。 ただし、新規に指定を受ける場合は、利用者の数は推定数によります。 ※ 従業者については、介護福祉士や訪問介護員の資格等は必ずしも必要としませんが、介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則とします。 これ以外の従業者にあっても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図ってください。	いる いない	条例192条第2項 平成18厚労令第171条2項 平18-0331004
	※ 夜間及び深夜の時間帯は、事業所ごとに、宿泊サービス利用者の生活サイクル等に応じて設定するものとしこれに		平18-0331004

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	対応して、夜間及び深夜の時間帯以外のサービス提供に必要な従業者及び宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な員数を確保してください。 例えば、通いサービスの利用定員を15名とし、日中の勤務帯を午前6時から午後9時までの15時間、常勤の職員の勤務時間を8時間とした場合、常勤換算方法で通いの利用者3人に対して1名の従業者を配置すればよいことから、通いの利用者が15名の場合、日中の常勤の従業者は5名となり、日中の15時間の間に、8時間×5人＝延べ40時間分のサービスが提供されていることが必要です。 それに加えて、日中については、常勤換算方法で2名以上に訪問サービスの提供を行わせ、夜間については夜勤1名＋宿直1名に宿泊サービス及び夜間の訪問サービスに当たらせるために必要な従業者を、事業所全体で確保することが必要です。 具体的には、通いサービスに要する時間（延べ40時間）、日中の訪問サービスに要する時間（8時間×2人＝延べ40時間）、夜勤及び宿直職員の勤務時間を合計した延べサービス時間を確保することができるよう、有給休暇、研修時間、常勤・非常勤の別、サービス提供のあり方など、各事業所で定める諸条件を踏まえた上で実際に配置しなければならない職員数を確保することが必要です。 なお、日中であれば通いサービスを行うために3：1以上、訪問サービスを行うために1以上をそれぞれのサービスに固定しなければならないという趣旨ではなく、日中勤務している従事者全体で通いサービス及び訪問サービスを行ってください。		
	※ 日々の通いサービスの実際の職員配置については、その日ごとの状況に応じて判断する必要がありますが、単に通いサービスの利用者がいないからといって職員を配置しないということではなく、通いサービスを利用しない者に対する訪問サービスも含め、利用者に何らかの形で関わるような配置に努めてください。		平18-0331004
	※ 訪問サービスの提供に当たる従業者を、事業所から離れた特別養護老人ホーム等の職員が行う形態は認められません。 ただし、特別養護老人ホーム等における職員が非常勤である場合には、非常勤として勤務する以外の時間帯に事業所に勤務し、通いサービスや宿泊サービスも含めた業務を行うことは差し支えありません。		平18-0331004
	(4) 従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師となっていますか。	いる いない	条例第192条第3項 条例第192条第4項 平18-0331004
	(5) 従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下、看護職員）となっていますか。	いる いない	
	(6) 通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち1以上の者は、看護職員となっていますか。	いる いない	条例第192条第5項 平18-0331004
	※ (6)の看護職員については常勤を要件としていないが日中のサービス提供時間帯を通じて必要な看護サービスが提供される職員配置とすること。		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	(7) 宿泊サービスの利用者が1人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤1名と宿直1名の計2名を配置していますか。	いる いない	平18-0331004
	※ この場合、必ずしも1名以上が看護職員である必要はありませんが、電話等による連絡体制は確保してください。		条例第192条第6項
	※ 宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる従業者を置かないことができます。		
	※ 宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けての訪問サービスに対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば必ずしも事業所内で宿直する必要はありません。		
	(8) 事業所に次のいずれかの施設が併設されており、それぞれの人員に関する基準を満たしたうえで、従業者が当該施設等の職務に従事していますか。 併設されている施設にチェックをしてください。 ☐ 認知症対応型共同生活介護事業所 ☐ 地域密着型特定施設 ☐ 地域密着型介護老人福祉施設 ☐ 介護療養型医療施設 ☐ 介護医療院	いる いない 該当なし	条例第192条第7項 平18-0331004
	※ サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは2人以上とすることができます。		条例第192条第8項
	※ サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができます。		条例第192条第9項
	※ サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とします。		条例第192条第10項
	(9) 訪問看護事業者の指定を受けていますか。	いる いない 該当なし	条例第192条第14項 平18-0331004
	(10) 看護小規模多機能型居宅介護事業と訪問看護事業とが、同じ事業所にて一体的に運営されていますか。	いる いない 該当なし	

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	※ 看護小規模多機能型居宅介護事業所が訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ同じ事業所で一体的に運営されている場合、訪問看護における看護職員の人員基準を満たすことによって、上記⑤の人員基準を満たしているとみなすことができます。		
2 介護支援専門員	(1) 登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置いていますか。	いる いない	条例第192条第11項 平18-0331004
	※ 利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前述の施設等の職務に従事することができます。		
	※ 利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務も可能です。また、非常勤でも差支えありません。		平18-0331004
	【介護支援専門員の業務】 ア 登録者の看護小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成 イ 法定代理受領の要件である看護小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届出の代行 ウ 看護小規模多機能型居宅介護の具体的なサービス内容等を記載した「看護小規模多機能型居宅介護計画」の作成		
	(2) 介護支援専門員は、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了していますか。		条例第192条第12項
	※ サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により、適切に居宅サービス計画が作成されるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する研修修了者を置くことができます。	いる いない	条例第192条第13項
3 管理者	(1) 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。	いる いない	条例第193条第1項 平18-0331004
	※ 次の場合であって、事業所の管理上支障がない場合は事業所の他の職務に従事することができます。 ア 事業所の従業者としての職務に従事する場合 イ 事業所に併設する前述の施設等の職務に従事する場合 ウ 事業所が健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合に、事業所の管理者または従業者として従事する場合		
	(2) 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護事業所指定複合型サービス等の職員又は訪問介護員として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有していますか。	いる いない	条例第193条第3項 平18-0331004
	(3) 指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合も含む）に、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を終了しているものか又は保健師若しくは看護師となっていますか。	いる いない 保健師 看護師	平18-0331004

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	※ 管理者の変更の届出を行う場合については、都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えありません。		
	(4) 保健師若しくは看護師である場合、法に基づき業務停止を命ぜられ、業務停止期間終了後2年を経過していますか。	いる いない 非該当	平18-0331004
	(5) 保健師若しくは看護師である場合、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験がありますか。 ※ 保健所若しくは看護師である場合、さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましいです。	いる いない 非該当	平18-0331004
4 代表者	(1) 代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護事業所指定複合型サービス等の従業者、訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった者であって別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者ですか。 ※ 別に厚生労働大臣が定める研修とは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」（平成24年3月13日厚生労働省告示第113号）に規定する「認知症対応型サービス事業開設者研修」です。	いる いない 非該当	条例第194条 平18-0331004
	(2) (1)に該当しない場合、保健師若しくは看護師ですか ※ 代表者は、基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当しますが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者と扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えありません。 ※ したがって、指定複合型サービス事業所の指定申請書に記載する代表者と異なることはあり得ます。なお、管理者とは、事業所の責任者を指すものであり、各法人の代表とは異なりますが、例えば、法人が一つの介護サービス事業所のみを運営している場合は、代表者と管理者が同一であることもあります。	いる いない 非該当	条例第194条 平18-0331004
	※ 代表者は、特別養護老人ホーム老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護事業所指定複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であり、代表者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に代表者の変更の届け出を行う場合		平18-0331004 平18-0331004

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	も含む) に、上記①に規定する研修を修了している者、又は保健師若しくは看護師でなければなりません。 ※ ただし、代表者の変更の届出を行う場合については代表者交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、保健師若しくは看護師ではない当該代表者が研修を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の研修日程のいずれか早い日までに研修を修了することで差し支えありません。 ※ 特別養護老人ホーム老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験については、一律の経験年数の制約は設けず、個々のケースごとに判断するものとします。		
	(3) 保健師若しくは看護師である場合、法に基づき業務停止を命ぜられ、業務停止期間終了後2年を経過していますか。	いる いない 非該当	平18-0331004
	(4) 保健師若しくは看護師である場合、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験がありますか。 ※ 保健所若しくは看護師である場合、さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましいです。	いる いない 非該当	平18-0331004

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	※ 居間及び食堂は同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望まれます。 ※ 広さについても原則として利用者及び従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保してください。 なお、通いサービスの利用定員について15人を超えて定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（1人当たり3㎡以上）を確保することが必要です。		
	(3) 1つの宿泊室の定員は、1人となっていますか。 ※ 利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人としてすることができます。 ※ 民家等の既存施設を活用した効率的なサービス提供等を可能とする観点から、宿泊専用の個室がない場合であっても、宿泊室についてプライバシーが確保されたつくりになっていれば差し支えありません。 プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要するというものではありません。 ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められません。	いる いない	条例第196条第2項第2号ア 平18-0331004
	(4) 1つの宿泊室の床面積は、7.43㎡以上となっていますか。 ※ ただし、事業所が病院又は診療所である場合であつて定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4㎡以上とすることができます。 ※ 利用者が泊まるスペースは、基本的に1人当たり7.43㎡程度あり、プライバシーが確保された構造であることが必要であることから、例えば、6畳間であれば、基本的に1人を宿泊させることになります。 ただし、利用者の希望等により、6畳間で一時的に2人を宿泊させるという状態があつたとしても、そのことをもって直ちに基準違反となるものではないことに留意してください。	いる いない	条例第196条第2項第2号イ 平18-0331004
	(5) 個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上となっていますか。 ※ 構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければなりません。 ※ 居間はプライバシーが確保されたものであれば、個室以外の宿泊室の面積に含めて差し支えありません。 ※ 事業所が診療所である場合、利用者へのサービス提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。 ※ 個室については、事業所が診療所である場合には、入院患者と同じ居室を利用する場合も想定されることから、衛生管理等について必要な措置を講じてください。	いる いない	条例第196条第2項第2号ウ 条例第196条第2項第2号エ 条例第196条第2項第2号オ 平18-0331004

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	(6) (1)の設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業のように供するものですか。 ※ ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合はこの限りではありません。 ※ 認知症対応型共同生活介護事業所の居間を、看護小規模多機能型居宅介護の居間として供用することは、認められません。 ※ ただし、事業所が小規模である場合（看護小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員と、認知症対応型共同生活介護事業所の定員の合計が15名以下である場合）などで、看護小規模多機能型居宅介護の居間として十分な機能を発揮しうる広さを有している場合は、共用しても差し支えありません。 ※ また、居間及び食堂を通所介護等の機能訓練室及び食堂として供用することは認められませんが、介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして供用することは、事業所が小規模である場合（通いサービスの利用者と総合事業の交流スペースの参加者の合計が少数である場合）などで、居間及び食堂として十分な機能を発揮する広さが確保されており、サービス提供に支障がない場合は差し支えありません。 ※ 浴室、トイレ等を通所介護等と共用することは差し支えありませんが、通所介護等の浴室を活用する場合、通所介護等の利用者が利用している時間帯に、看護小規模多機能型居宅介護の利用者が利用できないとするなど画一的な取り扱いを行わないでください。	いる いない	条例第196条第3項 平18-0331004
	(7) 利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、事業所は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に立地していますか。 ※ 事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気によるサービスを提供すること、また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保することなどのため、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることが必要です。	いる いない	条例第196条第4項 平18-0331004
	(8) 建物は建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物になっていますか。	いる いない	条例第196条第5項 (草加市独自基準)

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
第4 運営に関する基準			
1 内容及び手続の 説明及び同意	利用者に対し適切なサービスを提供するため、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、下記の事項等について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供を受けることにつき同意を得ていますか。 ア 運営規程の概要 イ 従業者の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） ※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、規程を定めるに当たっては、人員基準上の員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載して差し支えありません。 ※ 他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えありません。 ※ 同意については、書面により確認することが適当です ※ 特に、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における指定訪問看護事業所との連携内容や、他の訪問介護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所に事業の一部委託を行う場合の委託業務の内容、他の事業所と一体的に随時対応サービスを行う場合の事業所間の連携の内容等について十分な説明を行わなければなりません。	いる いない	条例第203条（条例第9条準用） 平18-0331004
2 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁止されています。 ※ 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次のとおりです。 (1) 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 (2) 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合 (3) その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	いる いない	条例第203条（条例第10条準用） 平18-0331004
3 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	いる いない	条例第203条（条例第11条準用） 平18-0331004
4 受給資格等の確認	(1) サービスの提供を求められた場合は、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認していますか。 (2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	いる いない いる いない	条例第203条（条例第12条準用） 平18-0331004

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
5 要介護認定（要支援認定）の申請に係る援助	(1) サービスの提供の開始に際し、要介護認定（要支援認定を受けていない利用申込者については、申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 ※ 申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となることがあります。	いる いない	条例第203条（条例第13条準用） 平18-0331004
	(2) 要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 ※ 認定の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには更新認定を受ける必要があります。 また、申請の日から30日以内に認定が行われます。	いる いない	
6 心身の状況等の把握	介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 ※ サービス担当者会議とは、介護支援専門員が居宅サービス計画の内容を検討するために居宅サービス等の担当者を召集して行う会議をいいます。 ※ サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。	いる いない	条例第203条（条例第87条準用） 平18厚労令34第182条（同第68条準用）
7 居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）等との連携	(1) サービスを提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 ※ 事業所の介護支援専門員が登録者の居宅サービス計画を作成し、指定看護小規模多機能型居宅介護以外の指定居宅サービスについて給付管理を行うこととされていることから、指定居宅サービス事業者とは連携を密にしておかなければなりません。	いる いない	条例第203条（条例第88条準用） 平18-0331004
	(2) サービス提供に当たって、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めていますか。	いる いない	
	(3) サービスの提供の終了に際しては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる いない	
8 身分を証する書類の携行	利用者が安心して訪問サービスの提供を受けられるよう、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又は家族から求められたときは、提示すべき旨を指導していますか。 ※ 身分を証する書類には、事業所の名称、訪問サービスの提供に当たる者の氏名を記載するものとし、写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。	いる いない	条例第203条（条例第89条準用） 平18-0331004

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
9 サービスの 提供の記録	(1) サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費（地域密着型介護予防サービス費）の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。	いる いない	条例第203条（条例第20条準用） 平18-0331004
	※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、サービスを提供した際には、サービスの提供日、サービス内容（例えば定期巡回サービス及び随時訪問サービスの別）、保険給付の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければなりません。		
	(2) サービス事業者間の密接な連携等を図るため、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。		
10 利用料等の受領	※ その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法です。	いる いない	条例第203条（条例第90条準用） 平18-0331004
	(1) 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際は、その利用者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法の規定により保険給付率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けていますか。		
	(2) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。		
	※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはなりません。		
	※ そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 ア 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 イ 事業の目的、運営方針、利用料等が、運営規程とは別に定められていること。 ウ 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の会計と区分していること。		
	(3) (1)(2)の支払を受ける額のほか、次の費用以外の費用の支払を利用者から受けていませんか。	いない いる	平12老企54 平12老振75・老健122
	ア 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 イ 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	ウ 食事の提供に要する費用 エ 宿泊に要する費用 オ おむつ代 カ ア～オのほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 (ア) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用 (イ) 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用 ※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。 ※ その他の日常生活費の趣旨にかんがみ、事業者が利用者から力の徴収を行うにあたっては、次の基準が遵守されなければなりません。 a) その他の日常生活費の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。 b) お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。 c) 利用者又は家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、受領について利用者又は家族等に事前に十分な説明を行い、同意を得なければならないこと。 d) その他の日常生活費の受領は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。 e) その他の日常生活費の対象となる便宜及び額は、運営規程において定められなければならない、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、見やすい場所に掲示されなければならないこと。 ただし、都度変動する性質のものである場合には、実費という形の定め方が許されるものであること。		
	(4) 食事の提供に要する費用の額については、次の指針に沿っていますか。 ア 事業所における食事の提供に係る契約の適正な締結を確保するため、次の手続を行うこと。 (ア) 契約の締結にあたっては、利用者又は家族に対し契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。 (イ) 契約の内容について、利用者から文書により同意を得ること。 (ウ) 食事の提供に係る利用料について、具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに事業所の見やすい場所に掲示を行うこと。 イ 食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。	いる いない	平17厚労告419

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	(5) 宿泊に要する費用の額については、次の指針に沿っていますか。 ア 事業所における滞在に係る契約の適正な締結を確保するため、次の手続を行うこと。 (ア) 契約の締結に当たっては、利用者又は家族に対し、契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。 (イ) 契約の内容について、利用者から文書により同意を得ること。 (ウ) 宿泊に係る利用料について、具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに事業所の見やすい場所に掲示を行うこと。 イ 宿泊に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次の額を基本とすること。 (ア) 居室のうち定員が1人のもの 室料及び光熱水費に相当する額 (イ) 居室のうち定員が2人以上のもの 光熱水費に相当する額 ウ 宿泊に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとすること。 (ア) 利用者が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。 (イ) 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用	いる いない	
	(6) (3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	いる いない	平18-0331004
	※ 交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。 ※ 日常生活費等に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、サービス内容及び費用の額について懇切丁寧に説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとします。 この同意書による確認は、日常生活費等の実費の受領の必要が生じるごとに、受領のたびに逐次行う必要はなく利用者又は入所の申込み時の重要事項説明に際し、日常生活費等に係る具体的なサービス内容及び費用の額について説明を行い、これらを明示した同意書により包括的に確認をすることが基本となりますが、以後同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときは、その都度、同意書により確認するものとします。		
	※ 日常生活費等に係るサービスについては、運営基準に基づき、サービス内容及び費用の額を運営規程において定めなければならない。また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、事業所の見やすい場所に掲示する等しなくてはなりません。		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	(7) サービスの提供に要した費用につき、支払を受ける際利用者に対し、領収証を交付していますか。 ※ 領収証には、サービスの提供に要した費用の額・食事の提供に要した費用の額・滞在に要した費用の額・その他の費用の額を区分して記載しなければなりません。 また、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。	いる いない	法第42条の2第9項 (第41条第8項準用) 施行規則第65条の5 (第65条準用) 施工規則第85条の4 (第65条準用)
1 1 保険給付の請求のための証明書の交付	利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。	いる いない	条例第203条（条例第22条準用） 平18-0331004
1 2 指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう目標を設定し、計画的にサービスを行っていますか。 (2) 事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。	いる いない いる いない	条例第197条第1項 条例第197条第2項
1 3 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	(1) 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切にサービスを行っていますか。 ※ 制度上は週1回程度の利用でも所定点数の算定は可能ですが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要です。 ※ 指定看護小規模多機能型居宅介護は、弾力的なサービス提供が基本であることから、宿泊サービスの上限は設けていません。 重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられます。 しかしながら、ほぼ毎日宿泊するような者が増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、適切にサービスが利用できるよう調整を行うことが必要です。 (2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮してサービスを提供していますか。 (3) サービスの提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。 (4) 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 ※ サービスの提供等とは、看護小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容や行事及び日課等も含みます。	いる いない いる いない いる いない いる いない	条例第198条第1号 平18-0331004 条例第198条第2号 条例第198条第3号 条例第198条第4号 平18-0331004

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	(5) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいませんか。	いない いる	条例第198条第5号
	(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	いる いない	条例第198条第6号
	(7) 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていませんか。	いる いない	条例第197条第7号 平18-0331004
	※ 登録定員のおおむね3分の1以下が目安です。登録定員が25人の場合は、通いサービスの利用者が8人以下であれば、著しく少ない状態といえます。		
	(8) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していますか。	いる いない	条例第198条第8号 平18-0331004
	※ 適切なサービスとは、通いサービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4回以上行うことが目安です。		
	※ 訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えありません。		
	(9) サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行っていますか。	いる いない	条例第198条第9号
	(10) サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行っていますか。	いる いない	条例第198条第10号 平18-0331004
	※ 「適切な看護技術」とは、医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい技術の修得等、研鑽を積むことを定めたものであり、医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等を行ってはいけません。		
1 4 主治の医師との 関係	(11) 特殊な看護を行っていますか。	いない いる	条例第198条第11号
	(1) 当該事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしていますか。	いる いない	条例第199条第1項
	※ 当該事業所の保健師又は看護師は、利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書（以下「指示書」という）に基づき看護サービスが行われるよう、主治医との連絡調整看護サービスの提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を行わなければいけません。		平18-0331004
	※ なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできません。		
	(2) 事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けていますか。	いる いない	条例第199条第2項
	※ 利用対象者は、その主治医が看護サービスの必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、事業者はサービスの提供の開始に際しては、指示書の交付を受けなければいけません。		平18-0331004

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	(3) 事業者は、主治の医師に看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師と密接な連携を図っていますか。 ※ 事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治医と連携を図り、適切なサービスを提供するため、定期的に看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を主治医に提出しなければいけません。 ※ 看護サービスの提供に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ってください。 ※ 事業所が病院又は診療所である場合にあっては、(2)(3)の規定にかかわらず主治の医師の文書による指示及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができます。 ※ 事業所が病院又は診療所である場合には、主治医の指示は診療記録に記載されるもので差し支えありません。 ※ また、看護小規模多機能型居宅介護報告書についても看護記録等の診療記録への記載で差し支えありません。	いる いない	条例第199条第3項 平18-0331004 条例第199条第4項 平18-0331004
1 5 居宅サービス計画の作成	(1) 管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。 ※ 登録者の居宅サービス計画は、事業所の介護支援専門員に作成させてください。 このため、指定看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合には、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員から変更することとなります。 ※ 事業所の介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が通常行っている業務を行わなければなりません。	いる いない	条例第203条（条例第93条準用） 平18-0331004
	(2) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の具体的取扱方針に沿って居宅サービス計画を作成していますか。	いる いない	平18厚労令34第182条（同第74条第2項）
1 6 法定代理受領サービスに係る報告	地域密着型介護サービス費又は居宅介護サービス費を利用者に代わり事業者に支払うための手続きとして、毎月、国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち、法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した給付管理票を提出していますか。	いる いない	条例第203条（条例第94条準用） 平18-0331004
1 7 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	登録者が事業者を変更した場合に、変更後の事業者が滞りなく給付管理票の作成・届出等の事務を行うことができるよう、登録者が他の事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	いる いない	条例第203条（条例第95条準用） 平18-0331004
1 8 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成	(1) 管理者は、介護支援専門員に、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させていますか。 ※ 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを利用者に強制することとならないように留意してください。	いる いない	条例第200条第1項 平18-0331004

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	(2) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行っていますか。 ※ 計画作成は利用者ごとに、介護支援専門員が行うものであるが、看護小規模多機能型居宅介護計画のうち看護サービスに係る記載については、看護師等と密接な連携を図ってください。 ※ なお、看護サービスに係る計画とは、利用者の希望、主治医の指示、看護目標及び具体的なサービス内容等を含みます。	いる いない	条例第200条第2項 平18-0331004
	(3) 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。 ※ 多様な活動とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいいます。	いる いない	条例第200条第3項 平18-0331004
	(4) 介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っていますか。	いる いない	条例第200条第4項
	(5) サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	いる いない	条例第200条第5項 平18-0331004
	(6) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、利用者に交付していますか。	いる いない	条例第200条第6項
	(7) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。	いる いない	条例第200条第7項
	(8) 看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う場合も、(2)～(6)に沿って行っていますか。	いる いない	条例第200条第8項
	(9) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、看護小規模多機能型居宅介護事業所において短期利用居宅介護費を算定する場合で、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画に基づきサービスを提供している看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から看護小規模多機能型居宅介護計画の提供の求めがあった際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。	いる いない	平18-0331004

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	(10) 従業者は、それぞれの利用者について、看護小規模多機能型居宅介護計画に従った看護小規模多機能型居宅介護の実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。	いる いない	条例第200条第9項
	(11) 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成していますか。	いる いない	条例第200条第10項
	(12) 事業者は、主治医との連携を図り、適切な看護サービスを提供するため、看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を定期的に主治医に提出していますか。	いる いない	条例第200条第11項 平18-0331004
	※ 看護師等（准看護師を除く）は、看護小規模多機能型居宅介護報告書に、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載してください。なお、当該報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいい、当該報告書の記載と先に主治医に提出した看護小規模多機能型居宅介護計画の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えありません。		
1 9 介護等	(1) 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行っていますか。	いる いない	条例第203条（条例第97条準用） 平18-0331004
	※ サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るようにサービスを提供し、必要な支援を行ってください。その際、利用者の人格に十分に配慮してください。		
	(2) 利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又はサービスの拠点における従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。	いる いない	
	※ 事業所の従業者にサービスを行わせなければならず、例えば、利用者の負担によってサービスの一部を付添者等に行わせることがあってはなりません。 ただし、事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えありません。		
2 0 社会生活上の便宜の提供等	(3) 事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努めていますか。	いる いない	条例第203条（条例第98条準用） 平18-0331004
	※ 利用者が従業者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことにより良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮してください。		
	(1) 利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていますか。	いる いない	
	※ 画一的なサービスを提供するのではなく、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めてください。		
	(2) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。	いる いない	

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	※ 郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又は家族が行うことが困難な場合は原則としてその都度、同意を得た上で代行しなければなりません。 ※ 特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得てください。 (3) 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。 ※ 利用者の家族に対し、事業所の会報の送付、行事への参加の呼びかけ等によって利用者と家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければなりません。	いる いない	
2 1 利用者に関する市への通知	サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 ※ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができることに鑑み、事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければなりません。	いる いない	条例第203条（条例第28条準用） 平18-0331004
2 2 緊急時等の対応	(1) 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 ※ 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものとなります。 ※ 緊急時において円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。 (2) (1)の従業者が看護職員である場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行っていますか。	いる いない いる いない	条例第201条第1項 平18-0331004 条例第201条第2項 平18-0331004
2 3 管理者の責務	(1) 管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 (2) 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	いる いない いる いない	条例第203条（条例第59条の11準用） 平18-0331004
2 4 運営規程	事業所ごとに、次の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 ※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため人員基準上の員数を満たす範囲において「〇人以上」と記	いる いない	条例第203条（条例第100条準用） 平18-0331004

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	載して差し支えありません。 (3) 営業日及び営業時間 ※ 事業所は、365日利用者の居宅生活を支援するものであり、休業日を設けることは想定していないことから、営業日は365日と記載してください。 ※ 訪問サービスは、利用者からの随時の要請にも対応することから、24時間と記載してください。 ※ 通いサービス及び宿泊サービスは、それぞれの営業時間を記載してください。 (4) 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 (5) サービスの内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 ※ 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。 ※ 通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、通常の事業の実施地域を越えてサービスが行われることを妨げません。 ※ 通常の事業の実施地域は、事業者が任意に定めるものですが、市が定める日常生活圏域内は、少なくとも通常の事業の実施地域に含めることが適当です。 ※ 事業所所在地の市町村の同意を得て事業所所在地以外の他の市町村から指定を受けた場合には、他の市町村の一部の日常生活圏域を事業の実施地域の範囲に加えることもあります。 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 ※ 非常災害に関する具体的計画を指します。 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 ※ (10)については経過措置が設けられており、令和6年3月31日までは努力義務とされています。 (11) 個人情報の取扱い (12) 地域との連携等 ※ 「地域との連携等」は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図るものを指します。運営推進会議の設置に関する内容も併せて記載するようにしてください。 (13) その他運営に関する重要事項		
25 勤務体制の確保等	(1) 管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。 ※ 雇用（労働）契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。 ① 労働契約の期間 ② 就業の場所・従事する業務の内容 ③ 始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇等 ④ 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期 ⑤ 退職に関する事項（解雇の事由を含む） ⑥ 期間の定めのある契約を更新する場合の基準	いる いない	労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	⑦ その他使用者が定める事項 （施行規則第5条第1項第4号の2から第11号まで） ⑧ 昇給の有無（※1） ⑨ 退職手当の有無（※1） ⑩ 賞与の有無（※1） ⑪ 相談窓口（※2）		
	※1 非常勤職員のうち、短時間労働者（1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者）に該当するものを雇い入れたときには、上記⑧、⑨及び⑩についても文書で明示しなくてはなりません（平成25年4月1日施行）。 ※2 ※1と同様に文書で明示する項目に相談窓口（相談担当者の氏名、役職、担当部署などを記載）が追加されました（平成27年4月1日施行）。		
	(2) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めていますか。 ※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。	いる いない	条例第203条（条例第59条の13準用） 平18-0331004
	(3) 事業所の従業員によってサービスを提供していますか ※ 原則として、事業所の従業員によってサービスを提供すべきですが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことが認められます。	いる いない	
	(4) 従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 また、研修を行うに当たり、研修計画を作成していますか。	いる いない	条例第203条（条例第59条の13第3号） 草加市独自基準
	(5) 従業員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 ※ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。 ※ 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とし、具体的には以下のとおりです。 ○看護師 ○准看護師 ○介護福祉士 ・介護支援専門員 ○実務者研修修了者 ○介護職員初任者研修修了者 ○生活援助従事者研修修了者 ○介護職員基礎研修課程修了者 ○訪問介護員養成研修課程一級・二級課程修了者 ○社会福祉士 ○医師 ○歯科医師 ○薬剤師 ○理学療法士 ○作業療法士 ○言語聴覚士 ○精神保健福祉士 ○管理栄養士 ○栄養士 ○あん摩マッサージ師 ○はり師、きゅう師 等	いる いない	
	※ 当該義務付けの適用に当たっては、令和6年3月31日までの間は努力義務とされています。事業者は、令和6年		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じてください。 ※ 事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させてください（この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務で差し支えありません）。		
	(6) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 ※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。 なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 ※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容については、次のとおりです。 ア 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し従業者に周知・啓発してください。 イ 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備してください。 ※ 「必要な体制」とは、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口を定め、労働者に周知することです。 ※ パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。 ※ 事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりです。 パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、 ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	② 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等） ③ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、上記「事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。 ※ マニュアルや手引きは、厚生労働省ホームページを参考にしてください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましいです。		
26 定員の遵守	登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。 ※ 通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとします。 * 「特に必要と認められる場合」としては、以下のよう な事例等が考えられます。 - 登録者の介護者が急病のため、急遽、事業所において通いサービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間帯における利用者数が定員を超える場合 - 事業所において看取りを希望する登録者に対し、宿泊室においてサービスを提供したことにより、通いサービスの提供時間帯における利用者数が定員を超える場合 - 登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供するため、通いサービスの利用者数が定員を超える場合 - 上記に準ずる状況により特に必要と認められる場合 * 一時的とは、こうした必要と認められる事情が終了するまでの間をいいます。 ※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。	いる いない	条例第203条（条例第101条準用） 平18-0331004
27 非常災害対策	(1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 ※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。	いる いない	条例第203条（条例第102条準用） 平18-0331004

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	※ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。 ※ なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。 この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつてはその者に行わせるものとします。 ※ 防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定小規模多機能型居宅介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとします。		
	(2) (1)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 ※ 看護小規模多機能型居宅介護事業所が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努める必要があります。 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。 ※ 水防法における要配慮者利用施設に該当していますか。→「いる」場合、以下の日付を記載してください。 避難確保計画作成日： 年 月 日 計画の市役所への報告日： 年 月 日 計画に基づく訓練実施日： 年 月 日	いる いない いる いない	水防法第15条の3
	(3) 定期的な避難、救出その他の必要な訓練について、日中のみならず、非常災害が夜間に発生した場合を想定した訓練も行っていますか。	いる いない	草加市独自基準
	(4) 非常災害に備えて、非常用食糧、介護用品その他入居者が非常時に必要とする物品を常に確保していますか。 ※ 入居者及び職員が最低3日間過ごすことを想定し、必要な物資の種類・量を備蓄するようにしてください。	いる いない	草加市独自基準
28 協力医療機関等	(1) 主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。 ※ 協力医療機関は、事業所から近距離にあることが望ましいです。	いる いない	条例第203条（条例第103条準用） 平18-0331004
	(2) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。	いる いない	

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	※ 協力歯科医療機関は、事業所から近距離にあることが望ましいです。 (3) サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等のバックアップ施設との間の連携及び支援の体制を整えていますか。 ※ これらの協力医療機関やバックアップ施設から、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、あらかじめ必要な事項を取り決めてください。	いる いない	
29 衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 ※ 看護小規模多機能型居宅介護事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとします。 イ 看護小規模多機能型居宅介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ロ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ハ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。	いる いない	条例第203条（条例第59条の16準用） 平18-0331004
	(2) 感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 ※ (2)に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第4条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。	いる いない	
	① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 ※ 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。	いる いない	

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	※ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 ※ 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。 ※ 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。 ※ 発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことが必要です。 ※ それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。	いる いない	
	③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。 ※ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。 ※ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましく、研修の実施内容についても記録が必要です。 ※ 研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。	いる いない	
	※ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施してください。		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
3 0 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等のその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ア 事業所の見やすい場所とは、事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。 イ 従業員の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業員の氏名まで掲示することを求めるものではありません。 ※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。	いる いない	条例第203条（条例第34条準用） 平18-0331004
3 1 秘密保持等	(1) 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていませんか。 (2) 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※ 従業員でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を雇用時等に取り決め、例えば違約金について定めるなどの措置を講じること等が挙げられます。 (3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※ 同意は、サービス提供開始時に利用者及び家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。 (4) 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、利用者及び家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 〔参考〕個人情報の保護に関する法律（平15年法律第57号） 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平29.4.14厚労省）	いる いない いる いない いる いない いる いない	条例第203条（条例第35条準用） 平18-0331004
3 2 広告	広告の内容は、虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	いる いない	条例第203条（条例第36条準用） 平18-0331004
3 3 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）又は従業員に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	いる いない	条例第203条（条例第37条準用） 平18-0331004
3 4 苦情処理	(1) 提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	いる いない	条例第203条（条例第38条準用） 平18-0331004

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	※ 必要な措置とは、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又は家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等です。		
	(2) 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録していますか。	いる いない	
	※ 利用者及び家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の受付日、その内容等を記録してください。		
	※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。		
	(3) 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出・提示の求め又は市の職員からの質問・照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる いない	
	(4) 市からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。	いる いない	
	(5) 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる いない	
	(6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。	いる いない	
3 5 調査への協力等	提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる いない	条例第203条（条例第104条準用） 平18-0331004
	※ 事業が小規模であること等から、利用者からの苦情がない場合にも、市が定期的又は随時に調査を行うこととし、市の行う調査に協力し、市の指導・助言に従って必要な改善を行わなければなりません。		
	※ 市の求めに応じ、運営規程の概要や勤務体制、管理者及び介護支援専門員等の資格や研修の履修状況、利用者が負担する料金等の情報について提出し、これらの情報について自ら一般に公表するよう努めてください。		
3 6 地域との連携等	(1) サービスの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通い及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。	いる いない	条例第203条（条例第59条の17準用） 平18-0331004

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	※ 運営推進会議とは、利用者、その家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会です。 ※ 運営推進会議は、利用者、市職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の抱え込みを防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。 ※ 地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。 ※ 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。 なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ※ 運営推進会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要です。		
	(2) 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表していますか。	いる いない	
	(3) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。	いる いない	
	※ 地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。		
	(4) 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。	いる いない	
	※ 介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市との密接な連携に努めてください。		
	※ 市が実施する事業には、介護相談員派遣事業のほか、広く市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。		
	(5) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、同一の建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。	いる いない	
	※ 大規模な高齢者向け集合住宅と同一の建物に所在する事業所が集合住宅に居住する高齢者にサービスを提供する場合、いわゆる囲い込みによる閉鎖的なサービス提供が行われないよう、地域包括ケア推進の観点から地域の利用者にもサービス提供を行うことに努めてください。		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
37 居住機能を担う 併設施設等への 入居	可能な限り、利用者が居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めていますか。 ※ 看護小規模多機能型居宅介護は、重度になったら居住機能を担う施設へ移行することを前提とするサービスではなく、可能な限り利用者が在宅生活を継続できるよう支援するものであることから、利用者が併設施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設への入所等が行えるよう努めなければなりません。	いる いない	条例第203条（条例第106条準用） 平18-0331004
38 事故発生時の対応	(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ※ 利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものです。 ※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めおくことが望まれます。 ※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。 (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 ※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなりません。 (3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望まれます。	いる いない いる いない	条例第203条（条例第40条準用） 平18-0331004
39 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、看護小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ※ 具体的な会計処理の方法については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）を参考にしてください。	いる いない	条例第203条（条例第41条準用） 平18-0331004
40 業務継続計画の策定	(1) 感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。 (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施していますか。	いる いない いる いない	条例第203条（条例第32条の2準用） 平18-0331004

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	※ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第3条の30の2に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 ※ 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。 ※ 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施して差し支えありません。 ※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 ※ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		
	(3) 業務継続計画には、以下の項目を定めていますか。 ※ 各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。 また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することは妨げません。 ※ 業務継続計画に定める項目 ア 感染症にかかる業務継続計画 ① 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ② 初動対応 ③ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） イ 災害にかかる業務継続計画 ① 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した際の対策、必要品の備蓄等） ② 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ③ 他施設及び地域との連携	いる いない	

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	(4) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	いる いない	
4 1 虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる観点から措置を講じていますか。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。 ・ 虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理していることも重要です。 ・ 虐待等の早期発見 従業者は、虐待又は虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切に対応してください。 ・ 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口へ通報される必要があり、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施してください。	いる いない	条例第203条（条例第40条の2準用） 平18-0331004
	(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 （委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。） ※ 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。 ※ 虐待等の事案については、虐待等に係る事情が複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 ※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図ってください。 ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること	いる いない	

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること		
	(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。	いる いない	
	(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。	いる いない	
	※ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとしてください。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容を記録することも必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。		
	(4) (3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 ※ 虐待を防止するための体制として、(1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。	いる いない	
4 2 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	いる いない	条例第202条第1項
	(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ア 居宅サービス計画 イ 看護小規模多機能型居宅介護計画 ウ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 エ 主治の医師による指示の文書 オ 看護小規模多機能型居宅介護報告書 カ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 キ 市への通知に係る記録 ク 苦情の内容等の記録 ケ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 コ 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録	いる いない	条例第202条第2項
	※ (2)の「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日とします。		
	(3) 地域密着型介護サービス費、利用料等に関する記録については、その完結の日から5年間保存していますか。	いる	条例第202条第3項

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	※ (3)の「その完結の日」とは、事業者が国保連から介護報酬の支払いを受けた日の翌日とします。	いない	(草加市独自基準)
4 3 電磁的記録	(1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定され、又は想定されるもの（被保険者証に関するものを除く。）については、書面に代えて、次に掲げる書面に係る電磁的記録により行うことができますが、そのようにしていますか。 ア 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 イ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ウ 被保険者証に関するもの及び(2)に規定するもの以外において電磁的記録により行うことができるとされているものは、上記ア及びイに準じた方法によること。 エ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	いる いない 非該当	条例第204条第1項
	(2) 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができますが、そのようにして交付等を行っていますか。 ❖ 電磁的方法による交付は、条例第9条第2項から第6項（基準第3条の7第2項から第6項）又は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第8条第2項から第6項までの規定に準じた方法としてください。 ❖ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。 ❖ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいとされています。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。 ❖ 電磁的方法による場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。	いる いない 非該当	条例第204条第2項

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
第5 変更の届出等			
1 変更の届出等	(1) 次の事項等に変更があったときは、10日以内に市長に届け出ていますか。 ア 事業所の名称及び所在地 イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等(事業所が法人以外のものの開設する診療所であるときを除く。) エ 事業所が病院若しくは診療所又はその他の事業所のいずれかの別 オ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 カ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 キ 運営規程 ク 協力医療機関の名称及び診療科目並びに契約の内容(協力歯科医療機関があるときは、その名称及び診療科目並びに契約の内容を含む) ケ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要 ※ 介護支援専門員の氏名及び登録番号	いる いない	法第78条の5第1項 第115条の15第1項 施行規則第131条の13第1項、第2項
	(2) 休止した事業を再開したときは、10日以内に、市長に届け出ていますか。	いる いない 該当なし	法第78条の5第1項、第115条の15第1項 施行規則第131条の13第3項
	(3) 事業を廃止又は休止しようとするときは、次の事項を廃止又は休止の日の1月前までに、市長に届け出ていますか。 ア 廃止又は休止しようとする年月日 イ 廃止又は休止しようとする理由 ウ 現にサービスを受けている者に対する措置 エ 休止の場合は、予定期	いる いない 該当なし	法第78条の5第2項 第115条の15第2項 施行規則第131条の13第4項
	※ 廃止又は休止を検討する場合、届出の前に市に相談してください。		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
第6 介護給付費関係			
1 基本報酬の算定	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（当該事業所と同一建物に居住する者を除く。）について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。	いる いない	平18厚労告126 別表4 注1、2
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。	いる いない 非該当	平18留意事項 第2の9（1）
	※ 看護小規模多機能型居宅介護費は、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所へ登録した者について、登録者の居住する場所及び要介護度区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定します。 月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録していた期間（登録日から当該月の末日まで又は当該月の初日から登録終了日まで）に対応した単位数を算定することとします。 また、月途中から看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物ではない建物に転居した場合には、居住していた期間に対応した単位数を算定することとします。 これら算定の基礎となる「登録日」とは、利用者が看護小規模多機能型居宅介護事業者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日となります。 また、「登録終了日」とは、利用者が看護小規模多機能型居宅介護事業者との間の利用契約を終了した日です。		
	※ 「同一建物」とは、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）を指すものです。具体的には、当該建物の一階部分に看護小規模多機能型居宅介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。 また、ここでいう同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該看護小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護事業者と異なる場合であっても該当します。		
	(3) 短期利用居宅介護費について、厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に、要介護区分に応じて、利用1日につきそれぞれの所定単位数を算定していますか。		
	※ 厚生労働大臣が定める基準 ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員未満であること。		平27厚労告95 第74号

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	イ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。 ウ 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めること エ 指定地域密着型サービス基準第171条に定める従業者の員数を置いていること。 オ 「サービス提供が過小である場合の減算」を算定していないこと。 ※ 宿泊室については、以下の式において算出した数の宿泊室が短期利用の登録者において活用できるものとします。 （短期利用に活用可能な宿泊室の数の算定式） ・ 当該事業所の宿泊室の数×（当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数）÷当該事業所の登録定員（小数点第1位以下四捨五入） 例えば、宿泊室数9室、登録定員25人、登録者数が20人の場合、$9 \times (25 - 20) \div 25 = 1.8$となり、短期利用の登録者に対して活用できる宿泊室数は2室となります。このため、宿泊室数が9室、登録定員が25人の事業所において短期利用居宅介護費を算出するには、少なくとも登録者の数が23人以下である場合のみ算定可能です。		
2 サービス提供が過少である場合の減算	(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスの算定月における提供回数については、登録者（短期利用居宅介護費算定者を除く）1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。	いる いない 該当なし	平18厚労告126 別表4 注4 平18留意事項 第2の9 (3)
	(2) 「登録者一人当たりの平均回数」は、暦月ごとに以下のアからウまでの算定方法に従って算定したサービス提供回数の合計数を、当該月の日数に当該事業所の登録者数を乗じたもので除したものに、7を乗ずることによって算定していますか。	いる いない	
	ア 通いサービスは、1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合にあっては複数回を算定していますか。	いる いない	
	イ 訪問サービスは、1回の訪問を1回のサービス提供として算定していますか。（指定看護小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけを行った場合も訪問サービスの回数に含めて可。また、訪問サービスには訪問看護サービスも含まれます。）	いる いない	
	ウ 宿泊サービスについては、1泊を1回として算定していますか。（通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合はそれぞれ1回として可）	いる いない	

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	(3) 登録者が月途中に利用を開始又は終了した場合は、利用開始日の前日以前又は利用終了日の翌日以降の日数については上記の日数の算定より控除していますか。	いる いない	
	(4) 登録者が入院した場合の入院日（入院初日及び退院日を除く。）についても同様の取扱いとしていますか。	いる いない	
3 人員基準減算・ 定員超過利用	登録者の数又は定めるところにより、減算をしていますか。	いる	平18厚労告126 別表4 注1 平18留意事項 第2の18)
	〔従業者(通い・訪問サービスに当たる者)による減算〕	いない	
	※ 基準を満たさない場合は、所定単位数の70/100で算定します。	該当なし	
	イ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合 ※その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで利用者全員について減算		
	ロ 人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合 ※その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで利用者の全員について減算		
	※ 人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者等の数については、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる年度）の平均を用います。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数（1日ごとの同時に通いサービスの提供を受けた者（短期利用居宅介護を算定する者を含む。）の数の最大値を合計したもの）を当該前年度の日数で除して得た数とします（小数点第2位以下切り上げ）。		
	〔看護師又は准看護師・計画作成担当者の人員基準欠如に係る減算〕		
	※ 基準を満たさない場合は、所定単位数の70/100で算定します。		
	看護師又は准看護師及び計画作成担当者の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が減算される。 ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。		
	〔夜間及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う職員〕		
	ある月において以下のいずれかの事態が発生した場合にその翌月において利用者等の全員について、減算することとする。 イ 当該従事者が勤務すべき時間帯において職員数が人員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合 ロ 当該従事者が勤務すべき時間帯において職員数が人員基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合		
〔定員超過利用〕		平18留意事項 第2の1（6）	
	※ 月平均の利用者の数が運営規程に定められている登録定員を超えている場合は、所定単位数の70/100で算定します。		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	※ この場合の登録者の数は、1月間（暦月）の利用者の数の平均を用います。この場合、1月間の登録者の数の平均は、当該月の全登録者の延数を当該月の日数で除して得た数とします（小数点以下切上げ）。 ※ 登録者の数が、定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定されます。 ※ 定員超過利用が行われている事業所に対しては、その解消を行うよう指導します。当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとします。		
4 サービス種類の相互算定関係	(1) 登録者が、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、小規模多機能型居宅介護費は、算定していませんか。 (2) 登録者が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、指定看護小規模多機能型居宅介護を受けている間は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に、看護小規模多機能型居宅介護費を算定していませんか。	いない いる いない いる	平18厚労告126 別表4 注7 平18厚労告126 別表4 注8
5 中山間地域等におけるサービス提供	厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、小規模多機能型居宅介護を行った場合、所定の単位数の5/100に相当する額を算定していますか。（短期利用居宅介護費を算定している者を除く。）	いる いない 該当なし	平18厚労告126 別表4 注6
6 訪問看護体制減算	厚生労働大臣が定める基準に適合している者として市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、訪問看護体制減算として、要介護1、要介護2又は要介護3である者については1月につき925単位を、要介護4である者については1月につき1,850単位を、要介護5である者については1月につき2,914単位を所定単位数から減算していますか。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 イ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者（短期利用居宅介護費を算定している者を除く）の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の30未満であること。 ① 上記イにおける利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイで掲げる数で除して、算定日が属する月の前3月間当たりの割合を算出してください。 ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した時利用者数。 イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業における実利用者の総数。	いる いない 該当なし	平18厚労告126 別表4 注9 平18留意事項 第2の9（5）

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	ロ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の30未満であること。 ② 上記ロにおける利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイで掲げる数で除して、算定日が属する月の前3月間当たりの割合を算出してください。 ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数。 イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の総数。 ハ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の5未満であること。 ③ 上記ハにおける利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイで掲げる数で除して、算定日が属する月の前3月間当たりの割合を算出してください。 ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における特別管理加算を算定した実利用者数。 イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の総数。 ④ 上記①～③までに規定する割合の算出において、当該事業所が提供する看護サービスを2回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を2回以上算定した者であっても、1として数えてください。そのため①～③までに規定する割合の算出において、利用者には、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を現に利用していない者も含むことに留意してください。 また、算定日が属する月の前3月間において短期利用居宅介護費のみを算定したものは含みません。		
7 医療保険の訪問看護を行う場合の減算	指定看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする者の主治の医師が、当該者が末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合は、要介護1、要介護2又は要介護3である者については1月につき925単位を、要介護4である者については1月について1,850単位を、要介護5である者については1月について2,914単位を所定単位から減算していますか。 ※ 厚生労働大臣が定める疾病等 多発性硬化症、無症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度以上のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態	いる いない 該当なし	平18厚労告126 別表4 注10、注11 平18留意事項 第2の9（6）（7）

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	指定看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該支持の日数に、要介護1、要介護2又は3である者については1日につき30単位を、要介護4である者については1日につき60単位を、要介護5である者については1日につき95単位を乗じて得た単位数を所定単位から減算していますか。 ※ 看護サービスは、主治の医師による指示若しくは主治の医師の判断に基づいて交付された指示書の有効期間内に行われるものであること。 ※ 末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等の患者について、医療保険の給付の対象となる訪問看護を行う場合には、所定単位数から減算します。 ※ 月途中から医療保険の給付の対象となる場合又は月途中から医療保険の対象外となる場合には、医療保険の給付の対象となる期間に応じて単位数を減算してください。 なお、医療保険の給付の対象となる期間については主治の医師による指示に基づくものとします。 ※ 利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示又は特別指示書の交付があった場合は、公布の日から14日間を限度として医療保険の訪問看護の給付対象となるものであり、当該月における当該特別指示の日数に応じて減算となります。 ※ 医療機関における特別指示については、頻回の訪問看護が必要な理由、その期間等については、診療録に記載しなければならない。	いる いない 該当なし	
8 初期加算	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間及び30日を超える病院又は診療所への入院後に指定小看護規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合については、1日につき所定の単位数を算定していますか。（短期利用居宅介護費を算定している者を除く。）	いる いない 該当なし	平18厚労告126 別表4 ハ注
9 認知症加算	別に厚生労働大臣が定める登録者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合には1月につきそれぞれの所定単位数を算定していますか。（短期利用居宅介護費を算定している者を除く。）	いる いない 該当なし	平18厚労告126 別表4 ニ注
	※ 厚生労働大臣が定める登録者 (1) 認知症加算（Ⅰ） 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから、介護を必要とする認知症の者	☐	平27厚労告 94 第52号
	(2) 認知症加算（Ⅱ） 要介護2である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者	☐	
	※ 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから、介護を必要とする認知症の者とは、認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者を指すものとしていますか。	いる いない	平18留意事項 第2の9（9）

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	※ 周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者とは、日常生活自立度Ⅱに該当する者を指すものとしていますか。	いる いない	
10 認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	短期利用居宅介護費について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定看護小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算していますか。 ※ 「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指すものです。 ※ 本加算は、利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期利用（短期利用居宅介護費）が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受入事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、短期利用（短期利用居宅介護費）を開始した場合に算定することができます。本加算は医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できます。 ※ この際、短期利用（短期利用居宅介護費）ではなく、医療機関における対応が必要であると判断される場合にあつては、速やかに適当な医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられるように取り計らう必要があります。 ※ 次に掲げる者が、直接、短期利用（短期利用居宅介護費）を開始した場合には、当該加算は算定できません。 ・ 病院又は診療所に入院中の者 ・ 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者 ・ 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者 ※ 判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録しておくこと。また、事業所も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録しておくこと。 ※ 7日を限度として算定することとあるのは、本加算が「認知症の行動・心理症状」が認められる利用者を受け入れる際の初期の手間を評価したものであるためであり、利用開始後8日目以降の短期利用（短期利用居宅介護費）の継続を妨げるものではないことに留意すること。	いる いない 該当なし	平18厚労告126 別表4 ホ 平18留意事項 第2の9(13)
11 若年性認知症 利用者受入 加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、若年性認知症利用者に対して看護小規模多機能型居宅介護を行った場合には1月につき所定単位数を算定していますか。（短期利用居宅介護費を算定している者を除く。）但し、認知症加算を算定している場合は算定できません。	いる いない 該当なし	平18厚労告126 別表4 ヘ

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	※ 厚生労働大臣が定める基準 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった者をいう。）ごとに個別の担当者を定めていること。 ※ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行ってください。		平27厚労告95第18号 平18留意事項第2の9(19)（第2の3の2(14)準用）
1 2 栄養アセスメント加算	看護小規模多機能型居宅介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は1月につき所定単位数を加算していますか。 ただし、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定できません。 - 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していますか。 - 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（チにおいて「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族等に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応していますか。 - 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。 ※ 栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。 ※ 当該事業所の職員として、又は他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。 ※ 栄養アセスメントについては、3月に1回以上、以下のア～エに掲げる手順により行うこと。あわせて、利用者の体重については、1月毎に測定すること。 ア 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。 イ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。 ウ ア及びイの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。	いる いない 該当なし いる いない いる いない いる いない	平18厚労告126別表4 ト 平18留意事項第2の9(15)（第2の3の2(15)準用）

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	エ 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。 ※ 原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定しないが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できます。 ※ 厚生労働省への情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととする。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 ※ サービスの質の向上を図るため、L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定（Plan）、当該決定に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（P D C Aサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。 ※ 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。		
1 3 栄養改善加算	看護小規模多機能型居宅介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき所定単位数を加算していますか。 ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。 ・ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していますか。 ・ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していますか。 ・ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していますか。 ・ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していますか。 ・ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。	いる いない 該当なし いる いない いる いない いる いない いる いない いない いる	平18厚労告126 別表4 チ

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	※ 栄養改善加算の算定にかかる栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。 ※ 当該事業所の職員として、又は他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。 ※ 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のア～オのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者としていますか。 ア BMIが18.5未満である者 イ 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者 又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo. (11)の項目が「1」に該当する者 ウ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 エ 食事摂取量が不良（75%以下）である者 オ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者 ※ なお、次のような問題を有する者については、上記ア～オのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認してください。 ・ 口腔及び摂食・嚥下機能の問題（基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。） ・ 生活機能の低下の問題 ・ 褥瘡に関する問題 ・ 食欲の低下の問題 ・ 閉じこもりの問題（基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。） ・ 認知症の問題（基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。） ・ うつの問題（基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、2項目以上「1」に該当する者などを含む。）		平18留意事項第2の9(16)（第2の3の2(16)準用）
	【栄養改善サービスの提供の手順】 (1) 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握していますか。	いる いない	
	(2) 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行っていますか。	いる いない	

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令								
	(3) 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成していますか。	いる いない									
	(4) 作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ていますか。	いる いない									
	※ 栄養ケア計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができます。										
	(5) 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供していますか。	いる いない									
	(6) 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供していますか。	いる いない									
	(7) 栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正していますか。	いる いない									
	(8) 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行っていますか。	いる いない									
	(9) ⑧の評価の結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供していますか。	いる いない									
	(10) ⑧の評価の結果、栄養改善加算を算定できる利用者の要件のいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供していますか。	いる いない									
	※ サービスの提供の記録において、利用者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はありません。										
1 4 口腔・栄養スクリーニング加算	看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定できません。 また、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定できません。 <table><tr><td>(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)</td><td>20単位</td></tr><tr><td>(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)</td><td>5単位</td></tr><tr><td colspan="2">【厚生労働大臣が定める基準】</td></tr><tr><td colspan="2">・ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)</td></tr></table>	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5単位	【厚生労働大臣が定める基準】		・ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		いる いない 該当なし	平18厚劳告126 別表4 リ注 平27厚劳告95 第19の2号 平18留意事項 第2の9(17)（第2の3の2(17)準用）
(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位										
(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5単位										
【厚生労働大臣が定める基準】											
・ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)											

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	以下の①～⑤のいずれにも該当すること。		
	① 利用開始時及び利用中六月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を介護支援専門員に提供していますか。	いる いない	
	② 利用開始時及び利用中六月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）について当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していますか。	いる いない	
	③ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。	いない いる	
	④ 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月でないこと。	いる いない	
	⑤ 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。	いる いない	
	・ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 以下の(1)、(2)いずれかに該当すること。		
	① (Ⅰ)における基準①及び③～⑤に該当していますか。	いる いない	
	② (Ⅰ)における基準(2)及び③～⑤に該当していますか。	いる いない	
	※ 口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」という。）及び栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。		
	※ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供してください。		
	○ 確認する事項 ア 口腔スクリーニング (1) 硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者 (2) 入れ歯を使っている者 (3) むせやすい者		
	イ 栄養スクリーニング (1) BMIが18.5未満である者 (2) 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者 (3) 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 (4) 食事摂取量が不良（75%以下）である者		
	※ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	又は栄養スクリーニングを継続的に実施してください。		
	※ 口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要だと判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できます。		
15 口腔機能向上 加算	次のア～オのいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算していますか。 ※ ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。 ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。 イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。 オ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	いる いない 該当なし	平18厚労告126 別表4 又注 平18留意事項 第2の9(18) (第2の3の2 (18)準用)
	〔口腔機能向上加算を算定できる利用者〕 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のア～ウまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者としていますか。 ア 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者 イ 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者 ウ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者 ※ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じてください。 ※ 利用者が歯科医療を受診している場合であって、次のア又はイのいずれかに該当する場合にあっては、本加算は	いる いない	

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	算定できません。 ア 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合 イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合 〔口腔機能向上サービスの提供の手順〕		
	(1) 利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握していますか。	いる いない	
	(2) 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行っていますか。	いる いない	
	(3) 言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成していますか。	いる いない	
	(4) 作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ていますか。	いる いない	
	※ 口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を看護小規模多機能型居宅介護計画の中に記載する場合は、それをもって口腔機能改善管理指導計画に代えることができます。		
	(5) 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供していますか。	いる いない	
	(6) 口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正していますか。	いる いない	
	(7) 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行っていますか。	いる いない	
	(8) (7)の評価の結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供していますか。	いる いない	
	(9) (7)の評価の結果、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供していますか。 ア 口腔清清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者 イ 口腔機能向上サービスを継続しないことにより、口腔機能が著しく低下するおそれのある者 ※ サービスの提供の記録において、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はありません。 ※ 厚生労働省への情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととします。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連	いる いない	

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 ※ サービスの質の向上を図るため、L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成（Plan）、当該計画に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（P D C Aサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。		
1 6 退院時共同指導 加算	病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院するにあたり、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後、当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、当該退院又は退所につき1回（厚生労働大臣が定める状態にあり、特別な管理を必要とする利用者については2回）に限り、所定単位数を加算していますか。 ※ 厚生労働大臣が定める状態 次のいずれかに該当する状態。 イ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。 ロ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。 ハ 人工肛門又は人口膀胱を設置している状態。 ニ 真皮を超える褥瘡の状態。 ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態。 ※ 当該加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護師等が退院時共同指導を行った後に、当該者の退院又は退所後、初回の訪問看護サービスを実施した場合に、1人の利用者に当該者の退院又は退所につき1回（厚生労働大臣が定める状態にある利用者について、複数日に退院時共同指導を行った場合には2回）に限り、当該加算を算定できます。この場合は、初回の訪問看護サービスを実施した日の属する月に算定してください。 なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定可能です。 ※ 2回の算定が可能である利用者に対して複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は訪問看護ステーションが退院時共同指導を行う場合は、1回ずつの算定も可能です。 ※ 複数の事業所が退院時共同指導を行う場合には、主治の医師の属する保険医療機関又は介護老人保健施設若しくは	いる いない 該当なし	平18厚労告126 別表4 ト注 平18留意事項 第2の9 (12) (第2の2(12)準用)

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令						
	は介護医療院に対し、他の事業所等における退院時共同指導の実施の有無について確認してください。 ※ 当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける退院時共同指導加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における当該加算は算定できません（2回算定できる場合を除く）。 ※ 退院時共同指導を行った場合は、その内容を看護小規模多機能型居宅介護記録書に記録すること。								
1 7 緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合には、緊急時訪問看護加算として、1月につき所定単位をに加算していますか。 ※ 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護サービスを受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算します。 ※ 介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月の所定単位数に加算するものとする。 なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した場合の当該各サービスにける緊急時訪問看護加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における24時間対応体制加算は算定できません。 ※ 1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できるこのため、緊急時訪問看護加算に係る訪問看護サービスを受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者に対して、他の事業所から緊急時対応訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認してください。 ※ 当該加算の算定に当たっては、届出を受理した日から算定するものとします。	いる いない 該当なし	平18厚労告126 別表4 ち注 平18留意事項 第2の9（13）（第2の2(8)準用）						
1 8 特別管理加算	指定看護小規模多機能型居宅介護に関し特別な管理を必要とする利用者対して、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合は、別に厚生労働大臣が定める区分に応じて、1月につき次に掲げる所定単位数を特別管理加算として加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次の掲げるその他の加算は算定できません。 <table><tr><td>特別管理加算（Ⅰ）</td><td>500単位</td><td>☐</td></tr><tr><td>特別管理加算（Ⅱ）</td><td>250単位</td><td>☐</td></tr></table> 〔厚生労働大臣が定める状態〕 ① 特別管理加算（Ⅰ） 医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用し	特別管理加算（Ⅰ）	500単位	☐	特別管理加算（Ⅱ）	250単位	☐	いる いない 該当なし	平18厚労告126 別表4 リ注
特別管理加算（Ⅰ）	500単位	☐							
特別管理加算（Ⅱ）	250単位	☐							

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	ている状態 ② 特別管理加算（Ⅱ） (1) 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 (2) 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 (3) 真皮を越える褥瘡の状態 (4) 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 ※ 介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月に算定するものとします。 なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できません。 ※ 1人の利用者に対し1か所の事業所に限り算定できます。 ※ 「真皮を越える褥瘡の状態」とは、NPUAP分類Ⅲ度若しくはⅣ度又は日本褥瘡学会によるDESIGN分類D3、D4若しくはD5に該当する状態をいいます。 ※ 「真皮を越える褥瘡の状態にある者」に対して特別管理加算を算定する場合には、定期的（1週間に1回以上）に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価（褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、炎症・感染、肉芽組織、壊死組織、ポケット）を行い、褥瘡の発生部位及び実施したケア（利用者の家族等に行う指導を含む）について訪問看護サービス記録書に記録すること。 ※ 「点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態」とは、主治の医師が点滴注射を週3日以上行うことが必要である旨の指示を看護小規模多機能型居宅介護事業所に行った場合であって、かつ、当該事業所の看護職員が週3日以上点滴注射を実施している状態をいいます。 なお、点滴注射が終了した場合その他必要が認められる場合には、主治の医師に対して速やかに当該者の状態を報告するとともに、看護小規模多機能型居宅介護記録書に点滴注射の実施内容を記録すること。 ※ 訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに医師による診療を受けることができるよう必要な支援を行うこととします。		平18-0331005 第2の9の(14)（第2の2の(9) 準用）
19 ターミナルケア 加算	在宅又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対しては1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅又は指定看護小規模多機能型居宅	いる いない 該当なし	平18厚労告126 別表4 ㄨ注

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	介護事業所以外で死亡した場合を含む。)は、当該者の死亡月につき所定単位を加算していますか。		
	〔厚生労働大臣が定める基準〕 (1) ターミナルケアを受けている利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問看護を行うことができる体制を整備していますか。	いる いない	平27厚告95第77号
	(2) 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていますか。	いる いない	
	(3) ターミナルケアの提供について利用者の身体の変化等必要な事項を適切に記録していますか。	いる いない	
	〔厚生労働大臣が定める状態〕 次のいずれかに該当する状態 ア 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態 イ 急性憎悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態		平27厚告94第55号
	※ 区分支給限度基準額の算定対象外		
	※ 在宅で死亡した利用者の死亡月に算定することとされているが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、死亡月が異なる場合には、死亡月に算定すること。		平18-0331005 第2の9の(15) (第2の2の(10)準用)
	※ 1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できます。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び定期巡回・随時対応型訪問介護を利用した場合の当該各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算は算定できません。		
	※ 1の事業所において、死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険又は介護保険の給付の対象となる訪問看護をそれぞれ1日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度においてターミナルケア加算等を算定すること。この場合において他制度の保険によるターミナルケア加算等は算定できません。		
	※ ターミナルケアの提供の際は、次に掲げる事項を看護小規模多機能型居宅介護記録書に記録しなければなりません。 ア 末期の症状変化及びこれに対する看護の記録 イ 養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録 ウ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令						
	利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録 なお、ウについては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応すること。 ※ ターミナルケアを実施中、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができる。 ※ ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図るよう努めること。								
20 看護体制強化 加算	医療ニーズの高い利用者への指定看護小機多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 <table><tr><td>看護体制強化加算（Ⅰ）</td><td>3,000単位</td><td>☐</td></tr><tr><td>看護体制強化加算（Ⅱ）</td><td>2,500単位</td><td>☐</td></tr></table> 〔厚生労働大臣が定める基準〕 ① 看護体制強化加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。 (1) 算定日が属する月の前3月間において、看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者総数のうち、主治医の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の80以上であること (2) 算定日が属する月の前3月間において、看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。 (3) 算定日が属する月の前3月間において、看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分20以上であること。 (4) 算定日が属する月の前12月間において、看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるターミナルケア加算（上記「19ターミナルケア加算」）を算定した者が1名以上であること。 (5) 登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出がなされていること。 ② 看護体制強化加算（Ⅱ） ①の(1)～(3)までの全てに適合すること。 ※ 当該加算については、医療ニーズの高い中重度の要介護者が療養生活を送るために必要な居宅での支援に取り組む事業所の実績を評価するものです。 ※ 算定における利用者の割合については、「6訪問看護体制減算」における基準を準用してください。 ※ 算定に当たっては、事業所の看護師等が、当該加算の内容について利用者又はその家族への説明を行い、同意を得てください。	看護体制強化加算（Ⅰ）	3,000単位	☐	看護体制強化加算（Ⅱ）	2,500単位	☐	いる いない 該当なし	平18厚労告126 別表4 ル注
看護体制強化加算（Ⅰ）	3,000単位	☐							
看護体制強化加算（Ⅱ）	2,500単位	☐							

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	※ 基準における利用者の割合及び人数については、継続的に基準を維持しなければならない、台帳等により毎月記録するものとし、基準を下回った場合は直ちに市長へと届出を提出してください。 ※ 看護体制強化加算（Ⅰ）の算定に当たっては、登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出がなされている必要があります。 ※ 看護体制強化加算は、利用者によって（Ⅰ）又は（Ⅱ）を選択的に算定することはできません。事業所においていずれか一方のみを届け出てください。 ※ 看護体制強化加算については、区分支給限度基準額から控除するものとなります。		
2 1 訪問体制強化 加算	登録者の居宅生活を継続するための指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、訪問体制強化加算として、1月につき所定単位数を加算していますか。 〔厚生労働大臣が定める基準〕 次のいずれにも適合すること。 ① 事業所が提供する訪問サービス（看護サービスを除く）の提供に当たる常勤の従業者（保健師、看護師、准看護師理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く）を2名以上配置していること。 ② 算定日が属する月における提供回数について、当該事業所における延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。 ただし、事業所と同一建物に集合住宅（養護老人ホーム軽費老人ホーム若しくは有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって都道府県知事の登録を受けたものに限る）を併設する場合は、登録者の総数のうち指定地域密着型サービス介護給付費単位表の複合型サービス費のイ（1）を算定する者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、イ（1）を算定する登録者に対する延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。 ※ 当該加算は、訪問サービスを担当する常勤の従業者2名以上配置する事業所において、事業所における全ての登録者に対する訪問サービスの提供回数が、1月当たりのべ200回以上である場合に算定可能です。 当該加算の算定に当たっては、サービス内容を記録しておいてください ※ 「訪問サービスを担当する常勤の従業者」は、訪問サービスのみを行う従業者として固定しなければならないという趣旨ではなく、訪問サービスも行っている常勤の従業者を2名以上配置した場合に算定可能です。 ※ 「訪問サービスの提供回数」は、暦月ごとに上記「2サービス提供が過小である場合の減算」における訪問サービスの提供回数と同様の方法（平18-0331005、第2の9の(3)①ロ）で算定してください。 ※ 事業所と同一建物に集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム若しくは有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅に限る）を併設する場合は、各月の前月の末日時点（新たに事業を開始し、又は再開した事業については事業開始(再開)日）における登録者のうち同一建	いる いない 該当なし	平18厚労告126 別表4 注 平27厚告95 第77号 平18-0331005 第2の9の(17)

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	物居住者以外の者（看護小規模多機能型居宅介護費イ(1)を算定する者をいう）の占める割合が100分の50以上であって、かつ他の要件を満たす場合に算定可能です。 ただし、訪問サービスの提供回数については、同一建物居住者以外の者に対する訪問サービスの回数について計算してください。 ※ 訪問体制強化加算については、区分支給限度基準額から控除するものとなります。		
22 総合マネジメント体制強化加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、1月につき所定単位数を加算していますか。 〔厚生労働大臣が定める基準〕 次のいずれにも適合すること。 ① 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。 ② 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供することのできる指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。 ③ 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。 ※ 当該加算は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、登録者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、登録者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて「通い・訪問、・宿泊」を柔軟に組み合わせて提供するために、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が日常的に行う調整や情報共有、多様な関係機関や地域住民等との調整や地域住民等との交流等の取組を評価するものです。 ※ 「その他の関係者」とは、保健師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいいます。 ※ 上記③地域の行事や活動の例 - 登録者の家族や登録者と関わる地域住民等からの利用者に関する相談への対応 - 登録者が住み慣れた地域で生活を継続するために、当該地域における課題を掘り起し、地域住民や市町村等とともに解決する取組（行政や地域包括支援センターが開催する地域での会議への参加、町内会や自治会の活動への参加、認知症や介護に関する研修の実施等） - 登録者が住み慣れた地域との絆を継続するための取組（登録者となじみの関係がある地域住民や商店等との関わり、地域の行事への参加等）	いる いない 該当なし	平18厚労告126 別表4 ワ注 平27厚告95 第77号

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	※ 上記②については、看護小規模多機能型居宅介護が地域に開かれたサービスとなるよう、地域との連携を図るとともに、地域の病院の退院支援部門、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所において提供することができる具体的なサービス内容等について日常的に情報提供を行っていることをいいます。 ※ 「その他の関係施設」とは、介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービス事業所又は居宅介護支援事業所をいいます。 ※ 「具体的な内容に関する情報提供」とは、当該事業所が受け入れ可能な利用者の状態及び提供可能な看護サービス（例えば人工呼吸器を装着した利用者の管理）等に関する情報提供をいいます。		
23 褥瘡マネジメント加算	看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所において、継続的に利用者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。 (1) 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 3単位 □ (2) 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 13単位 □ 〔厚生労働大臣が定める基準〕 ・褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。 ① 入所者又は利用者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ② ①の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。 ③ 入所者又は利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録していること。 ④ ①の評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者又は利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。 ・褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) ① (Ⅰ)における基準①及び①～④に該当していること。 ② ①の評価の結果、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者について褥瘡の発生のないこと。 ※ 当該加算は、褥瘡管理に係る質の向上を図るため、多職種の共同により、利用者が褥瘡管理を要する要因の分析を踏まえた褥瘡ケア計画の作成(Plan)、当該計画に基づく褥瘡管理の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)とその結果を踏まえた当該計画の見直し(Action)といったサイクル(以下「PDCA」という。)の構築を通じて継	いる いない 該当なし	平18厚労告126 別表4 ソ注 平27厚告95 第71の2号 平18-0331005 第2の9の(26)

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	続的に褥瘡管理に係る質の管理を行った場合に加算するものです。 ※ 加算(Ⅰ)は、原則として要介護度3以上の利用者全員を対象として利用者ごとに要件を満たした場合に、当該事業所の要介護度3以上の利用者全員（加算(Ⅱ)を算定する者を除く。）に対して算定できるものであること。 ※ 評価は、所定の様式を用いて、褥瘡の状態及び褥瘡の発生と関連のあるリスクについて実施してください。 ※ 利用開始時の評価は、加算を届け出た日の属する月及び当該月以降の新規利用者については、当該者の利用開始時に評価を行うこととし、届出の日の属する月の前月において既に利用している者については、介護記録等に基づき利用開始時における評価を行ってください。 ※ 評価結果等の情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととします。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 ※ 褥瘡ケア計画は、褥瘡管理に対する各種ガイドラインを参考にしながら、利用者ごとに、褥瘡管理に関する事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項や、利用者の状態を考慮した評価を行う間隔等を検討し、所定の様式を用いて、作成してください。 なお、褥瘡ケア計画に相当する内容を居宅サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって褥瘡ケア計画の作成に代えられるものとしますが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにしてください。 ※ 褥瘡ケア計画に基づいたケアを実施する際には、褥瘡ケアマネジメントの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得てください。 ※ 褥瘡ケア計画の見直しは、計画に実施上の問題（褥瘡管理の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに実施してください。その際、PDCAの推進及び褥瘡管理に係る質の向上を図る観点から、L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報を活用してください。 ※ 加算(Ⅱ)は、加算(Ⅰ)の算定要件を満たす事業所において、上記評価の結果、利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者について、利用開始日の属する月の翌月以降に所定の様式を用いて評価を実施し、当該月に様式に示す持続する発赤（d1）以上の褥瘡の発症がない場合に、所定単位数を算定できるものとします。 ただし、利用開始時に褥瘡があった利用者については当該褥瘡の治癒後に、褥瘡の再発がない場合に算定できるものとします。 ※ 褥瘡管理に当たっては、事業所ごとに実施に必要な褥瘡管理に係るマニュアルを整備し、当該マニュアルに基づき実施することが望ましいです。		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
24 排せつ支援加算	看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所において、継続的に利用者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。	いる いない 該当なし	平18厚労告126 別表4 ツ注
	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ) 10単位 □		
	(2) 排せつ支援加算(Ⅱ) 15単位 □		
	(3) 排せつ支援加算(Ⅲ) 20単位 □		
	〔厚生労働大臣が定める基準〕 ・ 排せつ支援加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	① 入所者又は利用者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも6月に1回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用してください。	いる いない	平27厚告95 第71の3号
	② ①の評価の結果、排せつ介護を要する入所者又は利用者であって、適切な対応を行うことで、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の者が共同して、当該入所者又は利用者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援計画に基づく支援を継続実施してください。	いる いない	
	③ ①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ごとに支援計画を見直してください。	いる いない	
	・ 排せつ支援加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	① (Ⅰ)における基準①～③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	いる いない	
	② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) (Ⅰ)①の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時又は利用開始時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないこと。 (二) 施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなったこと。	いる いない いない いる	
	・ 排せつ支援加算(Ⅲ) (Ⅰ)①～③並びに(Ⅱ)②(一)及び(二)に掲げる基準のいずれにも適合していること。	いる いない	平18-0331005 第2の9の(27)
	※ 排せつ支援の質の向上を図るため、多職種の共同により、利用者が排せつに介護を要する要因の分析を踏まえた支援計画の作成(Plan)、当該支援計画に基づく排せつ支援の実施(Do)、当該支援内容の評価(Check)とその結果を踏まえた当該支援計画の見直し(Action)といったサイクルの構築を通じて、継続的に排せつ支援の質の管理を行った場合に加算するものです。		
	※ 加算(Ⅰ)は、原則として要介護度3以上の利用者全員を対象として、利用者ごとに要件を満たした場合に、当該事業		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	所の要介護度3以上の利用者全員（加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定する者を除く。）に対して算定できます。 ※ 全ての利用者について、必要に応じ適切な介護が提供されていることを前提としつつ、さらに特別な支援を行うことにより、利用開始時と比較して排せつの状態が改善することを評価したものです。したがって、例えば、利用開始時において、利用者が尿意・便意を職員へ訴えることができるにもかかわらず、職員が適時に排せつを介助できるとは限らないことを主たる理由としておむつへの排せつとしていた場合、支援を行って排せつの状態を改善させたとしても加算の対象とはなりません。 ※ 加算(Ⅰ)①における評価は、所定の様式を用いて、排尿・排便の状態及びおむつ使用の有無並びに特別な支援が行われた場合におけるそれらの3か月後の見込みについて実施するものです。 ※ 利用開始時の評価は、加算を届け出た日の属する月及び当該月以降の新規利用者については、当該者の利用開始時に評価を行うこととし、届出の日の属する月の前月以前から既に利用している者については、介護記録等に基づき利用開始時における評価を行ってください。 ※ 評価を医師と連携した看護師が行った場合は、その内容を支援開始前に医師へ報告してください。また、医師と連携した看護師が評価を行う際、利用者の背景疾患の状況を勘案する必要がある場合等は医師へ相談してください。 ※ 評価結果等の情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととする。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 ※ 「排せつに介護を要する利用者」とは、要介護認定調査の際に用いられる「認定調査員テキスト2009改訂版（平成30年4月改訂）」の方法を用いて、排尿又は排便の状態が、「一部介助」若しくは「全介助」と評価される者又はおむつを使用している者をいいます。 ※ 「適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる」とは、特別な支援を行わなかった場合には、当該排尿若しくは排便又はおむつ使用にかかる状態の評価が不変又は低下となることが見込まれるものの、適切な対応を行った場合には、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善又はおむつ使用ありから使用なしに改善すること、あるいは、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善し、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善することが見込まれることをいいます。		
	※ 支援に先立って、失禁に対する各種ガイドラインを参考にしながら、対象者が排せつに介護を要する要因を多職種が共同して分析し、それに基づいて、所定の様式を用いて支援計画を作成する。要因分析及び支援計画の作成に関わる職種は、評価を行った医師又は看護師、介護支援専門員及び支援対象の利用者の特性を把握している介護職員を含むものとし、その他、疾患、使用している薬剤、食生活生活機能の状態等に応じ薬剤師、管理栄養士、理学療法士作業療法士等を適宜加える。なお、支援計画に相当する内容を居宅サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって支		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	援計画の作成に代えることができるものとしますが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにしてください。 ※ 支援計画の作成にあたっては、要因分析の結果と整合性が取れた計画を、個々の利用者の特性に配慮しながら個別に作成することとし、画一的な支援計画とならないよう留意する。また、支援において利用者の尊厳が十分保持されるよう留意してください。 ※ 当該支援計画の実施にあたっては、計画の作成に関与した者が、利用者及びその家族に対し、排せつの状態及び今後の見込み、支援の必要性要因分析並びに支援計画の内容、当該支援は利用者及びその家族がこれらの説明を理解した上で支援の実施を希望する場合に行うものであること、及び支援開始後であってもいつでも利用者及びその家族の希望に応じて支援計画を中断又は中止できることを説明し、利用者及びその家族の理解と希望を確認した上で行ってください。 ※ 支援計画の見直しは、支援計画に実施上の問題（排せつ支援計画の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに実施すること。その際、PDCAの推進及び排せつ支援の質の向上を図る観点から、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用してください。 ※ 加算(Ⅱ)は、加算(Ⅰ)の算定要件を満たす事業所において、利用開始時と比較し、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善し、かつ、いずれにも悪化がない場合又はおむつ使用ありから使用なしに改善した場合に算定できます。 ※ 加算(Ⅲ)は、加算(Ⅰ)の算定要件を満たす施設において、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がなく、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合に算定できます。 ※ 他の事業所が提供する排せつ支援に係るリハビリテーションを併用している利用者に対して、事業所が他の事業所と連携して排せつ支援を行っていない場合は、当該利用者を加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)の対象に含めることはできません。		
25 科学的介護推進体制加算	看護小規模多機能型居宅介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算していますか。 ① 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していますか。 ② 必要に応じて看護小規模多機能居宅介護計画を見直すなど、サービスの提供に当たって①に規定する情報その他指定看護小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していますか。 ※ 科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できます。	いる いない 該当なし いる いない 該当なし いる いない 該当なし	平18厚労告126 別表4 ネ注 平18-0331005 第2の9の(28)

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	※ 情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととします。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 ※ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（P D C Aサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはなりません。 ア 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Plan）。 イ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Do）。 ウ L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Check）。 エ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める（Action）。		(第3の2(19)準用)
26 サービス提供 体制強化加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所が、登録者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、区分に従い、看護小規模多機能型居宅介護費は1月につき、短期利用居宅介護費は1日につき、所定の単位数を算定していますか。 ただし、次のいずれかの加算を算定している場合は、次のその他の加算は算定できません。	いる いない 該当なし	平18 厚労告 126 別表 4 カ注 平18 留意事項 第2の9(29)(第2の5(16)準用)
	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	☐	
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	☐	
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	☐	
	(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	☐	
	[厚生労働大臣が定める基準]		
	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 事業所の全ての小規模多機能型居宅介護従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。 ② 利用者に対する情報や留意事項の伝達又は事業所における小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。 ③ 介護従業者（看護師又は准看護師であるものを除く）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 ④ 通所介護費等算定方法第七号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。（定員超過及び人員欠如）		平27厚労告95第80号

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 介護従業者（看護師又は准看護師であるものを除く）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 ② (1)の①、②及び④に該当すること。		
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。 ② (1)の①、②及び④に該当すること。		
	(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 介護従業者の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 ② (1)の①、②及び④に該当すること。		
	※ 「研修」は、従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修機関、実施時期等を定めた計画を策定しなければなりません。		
	※ 「会議」は、事業所においてサービス提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者全てが参加するものでなければならない。また実施にあたっては全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで、差し支えない。会議の状況については、その概要を記録しなければならない。なお、定期的にとは概ね1月に1回以上開催される必要があります。		
	※ 会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		
	※ 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項についてその変化の動向を含め、記載しなければなりません。 ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家庭環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項		
	※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとします。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月以降以降届出が可能となるものである必要があります。 なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とします。		

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	※ 上記ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出をしてください。 ※ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいいます。 ※ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとしています。 ※ 同一の事業所において介護予防小規模多機能型居宅介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととしています。		
27 介護職員 処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、小規模多機能型居宅介護を行った場合は、次に掲げる区分に従い次に掲げる単位数を加算していますか。 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の102/1000 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の74/1000 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の41/1000	いる いない 該当なし ☐ ☐ ☐	平18厚労告126 別表4ヨ 注
	[厚生労働大臣が定める基準] ア 加算の算定額に相当する従業者の賃金改善を実施している。 イ 介護職員処遇改善計画書を作成し、市に届出をしている。(計画書には就業規則・賃金規程等、労働保険の加入書類等を添付) ウ 届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善(賃金改善を除く)の内容、改善の費用の見込み等を全職員に周知している。 エ その他、加算の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。 オ キャリアパス要件等の届出をしている。 [キャリアパス要件Ⅰ] 「介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等に応じた任用(賃金に関するものを含む。)等の要件」及び「職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等を除く)」を定め、それを就業規則等の書面で明確にし、全ての介護職員に周知していること。 [キャリアパス要件Ⅱ] 職員の職務内容等を踏まえ職員と意見交換し、資質向上の目標及びA又はBに掲げる具体的な研修計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。 A 資質向上のための計画に沿って、研修の機会の提供又は技術指導等を実施(OJT、OFF-JT等)すると		平27厚労告95 第81号

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	ともに、介護職員の能力評価を行うこと。 B 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 〔キャリアパス要件Ⅲ〕 次の①及び②の全てに適合すること。 ① 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のA～Cのいずれかに該当する仕組みであること。 A 経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。 B 資格等に応じて昇給する仕組み 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 C 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。 ② ①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 〔加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）の職場環境等要件〕 届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く）の内容、改善の費用の見込み等を全職員に周知している。		
	<各加算の算定要件> 加算を取得する際は、次の区分に応じて届け出ること。 加算（Ⅰ）…キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。 加算（Ⅱ）…キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たすこと。 加算（Ⅲ）…キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たすこと。		
28 介護職員等 特定処遇改善 加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た施設が、利用者に対し、サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定できません。	いる いない 該当なし	平18厚労告126 別表4 ㊦注
	介護職員等 特定処遇改善加算（Ⅰ）	基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数の 15/1000 ☐	
	介護職員等 特定処遇改善加算（Ⅱ）	基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数の 12/1000 ☐	

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	〔厚生労働大臣が定める基準〕 (平成27年3月23日厚生労働省告示第九十五号) ① 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (二) 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。 (三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。 (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。 (2) 当該事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。 (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。 (4) 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。 (5) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。 (6) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。 (7) 届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。		平27厚労告95第81の2号

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	(8) (7)における処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ② 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) ①(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		
29 介護職員等 ベースアップ 等支援加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た施設が、利用者に対し、サービスを行った場合には、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数の1000分の17に相当する単位数	いる いない 該当なし	平18厚労告126 別表4ウ 注
※令和4年10月 新設。	※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (2) 事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。 (3) 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。 (4) 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。 (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 (6) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。		平27厚告95第81の 3号

項 目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令
	(2) 業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。	いる いない	
	(3) 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 ※ 具体的な取り組みを行っている場合は、次のア～カを○で囲み、カについては内容を記入してください。 ア 介護報酬の請求等のチェックを実施 イ 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置を取っている ウ 利用者からの相談・苦情等に法令違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。 エ 業務管理体制についての研修を実施している オ 法令遵守規程を整備している カ その他	いる いない	
	(4) 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	いる いない	

以上